

認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明にかかる対象者について

【対象】

① 事業を営んでいない個人が、新たに個人事業を開始する場合

		(条件)	(発行先)
事業開始前の申請	個人事業主	—	個人に対しての発行
事業開始後の申請	個人事業主	(個人事業等開始後5年以内)	個人に対しての発行 (法人成りも含む)
	個人事業主→ 法人成り		

② 事業を営んでいない個人が、新たに会社を設立し、事業を開始する場合

		(条件)	(発行先)
事業開始前の申請	個人→会社	(会社法上の発起人かつ代表者)	代表者個人に対しての発行
事業開始後の申請		(事業開始後5年以内)	会社に対しての発行

【対象外】

会社が自らの事業を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する場合